

# 三菱重工 みやぎ・ふくしまミニファンド

## 募集要項

2018年度

事業期間： 2018年9月1日から2019年1月15日まで  
助成金額： A. 住民グループによる交流や連携の場づくり 上限25万円  
B. 外部支援組織によるコミュニティ形成の伴走支援 上限40万円  
申請締切： 2018年7月13日（金）（必着）

### ●〇はじめに

私ども三菱重工グループは、震災直後から電力・橋梁などの社会インフラの復旧支援や緊急対策をはじめ、義援金や物資の拠出、社員ボランティア派遣、小学校での理科授業やミュージカル公演開催などの東日本大震災復興支援活動に取り組んでまいりました。

当社では、「三菱重工 みやぎ・ふくしまミニファンド」を2012年に創設し、以降、仮設住宅や災害公営住宅にお住まいの方々同士、あるいは地域住民の方のつながりづくりなどの「暮らしとつながり」に焦点をあてた活動への資金助成を継続して行い、これまでの6年間で、宮城県・福島県内の延べ151の団体を支援しました。最後となる今回の公募でも、引き続きコミュニティづくりへの支援を行います。

地域創造基金さなぶりが、「三菱重工 みやぎ・ふくしまミニファンド」の運営事務局を担いますので、詳細は事務局までお問い合わせください。

本支援制度を通じて、被災された皆様が暮らす地域におけるコミュニティがさらに強固となり、より良い暮らしへつながることを願ってやみません。

三菱重工グループ

毎年数多くの申請をいただいておりますが、地域における状況も刻々と変化していることを踏まえ、今年度は支援内容が例年と異なっておりますのでご注意ください。また、本プログラムは今年が最後の実施になります。

●○対象地域：宮城県及び福島県 / 特に宮城県南三陸町、気仙沼市、福島県いわき市

●○対象活動

最終年度となる今回は、以下の2つの区分を設定します。

- A. (事業支援) 住民グループによる交流や連携の場づくり
- B. (伴走支援) 外部支援組織によるコミュニティ形成の伴走支援

**A. (事業支援) 住民等のグループによる地域の交流や連携の場づくり**

=====

自治会をはじめとする、活動対象地域内に居住する住民等のグループによって行われる、コミュニティ形成(連携やつながりづくり)を図る活動を支援します。

◆対象となる活動の区分

- A) 仮設住宅団地、公営住宅団地の入居者むけの活動
- B) 仮設住宅団地、公営住宅団地が立地をする周辺地域における相互交流等の活動
- C) 仮設住宅団地、公営住宅団地の“立地に関わらず”、被災地域における支えあいの活動

◆対象活動例◆

- 1) 仮設住宅や災害公営住宅内におけるつながりづくりなどの各種イベントの開催
- 2) 仮設住宅や災害公営住宅に居住する住民とその近隣地域の住民との交流を図るイベント等の実施
- 3) 地域の多様な人々が参加可能なお祭りなどのイベントの開催
- 4) 地域の住民があつまる場(お茶っ子やサロン)等の実施
- 5) 自治会運営に関する講師招聘型の勉強会・講演会の実施や、他地域の事例視察

◆対象団体◆

対象地域内に居住する住民によって構成され、且つ活動地域内に拠点をおくグループ・団体等

- 1) 地元住民5名以上のグループ
- 2) 仮設住宅や災害公営住宅の自治会等や町内会等
- 3) 仮設住宅や災害公営住宅が所在する地域の自治会や町内会等
- 4) PTA や地域のまちづくり等のために活動するグループ等
- 5) 市民活動団体(任意団体含む)、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 6) 1～5に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織

※ 資金の管理:入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

## B. (伴走支援) 外部支援組織によるコミュニティ形成の伴走支援

=====  
震災から時間の経過とともに、各地におけるコミュニティの状況はますます多様化・複雑化して  
います。自治会運営の伴走支援や、各地の課題を改善するための取り組み等、外部支援組織なら  
ではの視点や強みを活かした活動を支援します。

### ◆対象となる活動の区分

- A) 仮設住宅団地、公営住宅団地の入居者むけ／自治会支援の活動
- B) 仮設住宅団地、公営住宅団地が立地をする周辺地域における相互交流等の活動
- C) 複数の仮設住宅団地、公営住宅団地が一緒に取り組むイベント等の活動

### ◆対象活動例◆

- 1) 自治会運営に関する個別の相談対応や、勉強会・講演会の企画実施
- 2) 一つの自治会の枠を超え、市町村単位で複数の自治会同士の交流を図る事業
- 3) 仮設住宅団地・公営住宅団地が立地する地域(周辺)の、地域住民があつまる活動等の実  
施  
※被災された方々への支援活動であることを前提とする。
- 4) その他、支援する地域における課題を改善・解決するために必要な取り組み

### ◆対象団体◆

対象地域内に本拠地をおく、あるいは同地域を活動対象とし、コミュニティ形成支援を主として取  
り組むグループ・団体等。

- 1) 仮設住宅・公営住宅団地の自治会等、或いは仮設住宅・公営住宅団地が立地をする周辺自  
治会等の活動を、支援する取組みを行っている団体
- 2) 市民活動団体(任意団体含む)、特定非営利活動法人、一般社団法人等 ※法人格は問い  
ません
- 3) 仮設住宅・公営住宅団地の自治会等、或いは仮設住宅・公営住宅団地が立地をする周辺自  
治会等の活動を、支援する取組みについて、活動実績を1年以上有すること
- 4) 原則として、福島県、宮城県内に本拠地、或いは活動拠点を有していること
- 5) 1～4に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織  
※ 資金の管理:入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること

### ●○対象外の活動 (テーマA・B 共通)

- 1) 個人を対象とした活動 ※コミュニティづくりが主眼の助成です。
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 仮設住宅等の個別住居部、共用部等、施設、設備等の改修・修繕など
- 4) 機材や物資の購入のみの活動  
※購入した資器材を用いるイベントや活動は対象とする。(例:ガスコンロや鍋等の調理器具  
の購入+食事会の実施)

- 5) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 6) 政治・宗教活動の関わる事
- 7) 反社会的勢力が関与している活動
- 8) 寄付、基金の創設や充当

●○支援対象期間（テーマA・B 共通）

2018年9月1日から2019年1月15日までに実施、終了するもの

●○支援金額の上限（1万円単位）

テーマA :25万円

テーマB :40万円

●○対象となる費用の例

活動に必要な資材の購入費、外部講師謝金、印刷製本費、交通費、ガソリン代、会議費、研修費  
食材・材料費等

※申請団体のスタッフへの報酬は、A、Bのいずれも助成総額の20%まで。

※団体の事業規模、必要な金額に即して助成額をご検討ください。なお、金額の大きさをより必要性と重要性の高い活動へのご活用いただき、物品の購入比率については団体の事業規模にあわせて適切にご検討ください。

●○応募方法

応募受付締切までに応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。

➤ 応募受付締切

**2018年7月13日(金) 必着**

➤ 必要書類

1. 申請書（指定様式）
2. 規約や定款など ※団体としてあれば添付してください
3. 活動報告書 ※可能な範囲で
4. チラシやパンフレット等活動がわかるもの

募集要項・申請書様式は、地域創造基金さなぶりのウェブサイトからダウンロードできます。

公益財団法人 地域創造基金さなぶり ウェブサイト <http://www.sanaburifund.org>

## ●○スケジュール

### 【助成決定】

外部審査員による審査会をへて採否を決定し、8月下旬に各団体に電話・文書にて通知します。

### 【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座にお振込致します。

### 【活動開始】

2018年9月1日以降の、助成の決定後の活動開始(助成金を充当した活動)が可能です。

### 【報告書の提出】

活動終了後2週間以内に、所定の様式に基づいた報告書(簡易な会計報告を含む)と活動の様子が分かる写真(画像データ)をご提出いただきます。

※領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

## ●○審査基準

・本事業は、住民間の関係性をより深め、コミュニティ形成につなげることを趣旨としています。その手段として様々な活動があると思いますが、より多くの住民の参加や関係構築につながるよう、創意工夫をお願いいたします。なお、旅行や遠出のイベントについて、いわゆる慰安旅行的な意味合いを持つ活動については、評価が低くなる可能性があります。

・助成金の使途として、住民への直接的な還元／裨益が大きい事業が優先される場合があります。お祭りやイベントの実施等において、謝金や旅費、備品購入の占める割合が大きい場合、或いは倉庫や物置の購入等の金額が大きな場合は、評価が低くなる可能性があります。

## ●○申請書の提出先／お問い合わせ先

「三菱重工みやぎ・ふくしまミニファンド」事務局

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル602

TEL:022-748-7283 FAX:022-748-7284 E-mail:MCDF@sanaburifund.org

お問い合わせ:月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～18:30